

〔 平 19. 3. 9
調査 1 - 3 〕

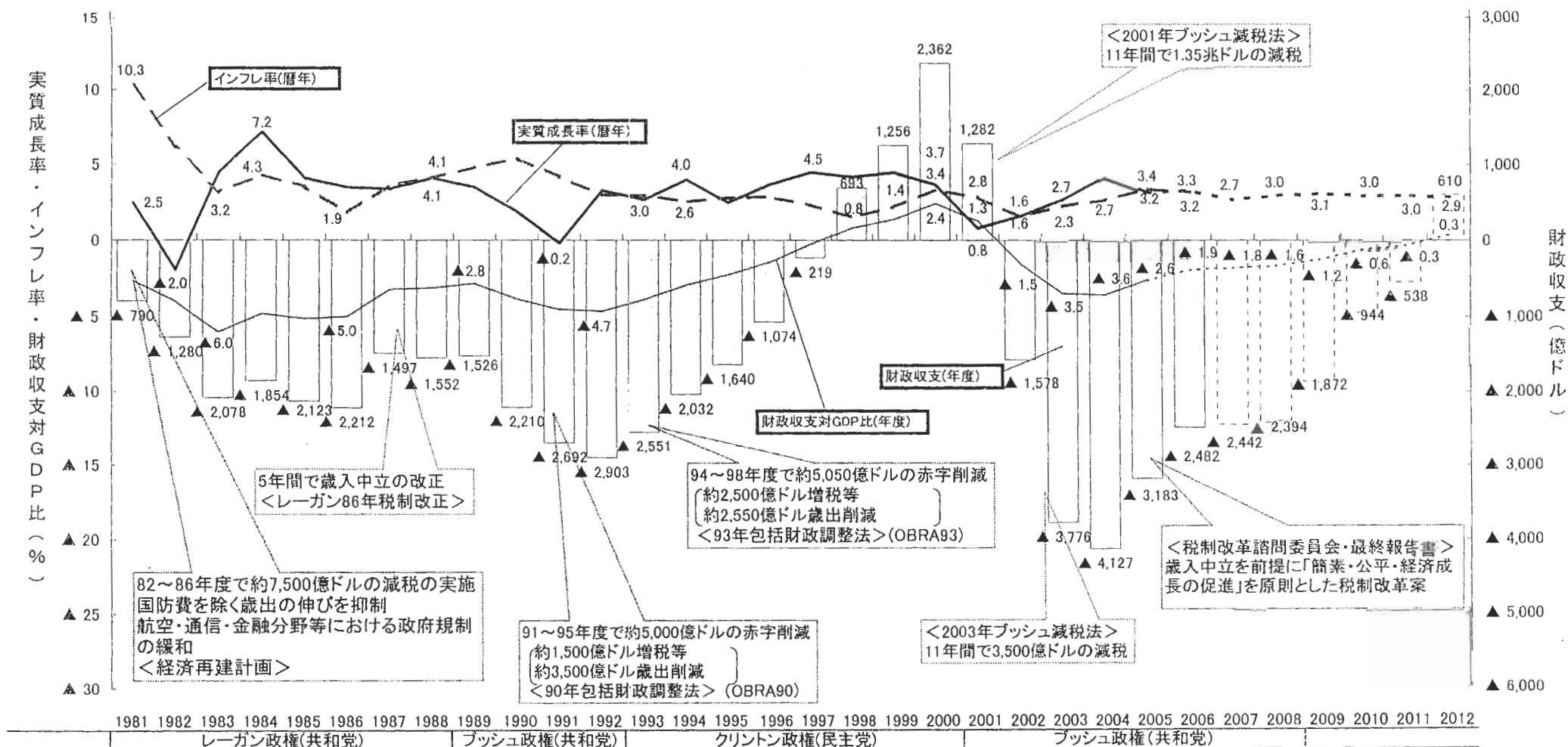
資 料

（「主要国の税制改革の動向」）

目 次

・ アメリカの財政収支の推移及び主な税制改革等	1
・ アメリカにおける 1980 年代以降の税制改革の動向	2
・ レーガン政権における税制改正について	3
・ 米国税制改革諮問委員会における最終報告書の概要	4
・ イギリスの財政収支の推移及び主な税制改革等	6
・ イギリスにおけるサッチャー政権以降の税制改革の動向	7
・ ドイツの財政収支の推移及び主な税制改革等	8
・ ドイツにおける東西ドイツ統一（1990 年）以降の税制改革の動向	9
・ ドイツにおける大連立政権の成立（2005 年）以降の税制改革	10
・ フランスの財政収支の推移及び主な税制改革等	11
・ フランスにおける 1990 年代以降の税制改革の動向	12

アメリカの財政収支の推移及び主な税制改革等



(注) 1. 財政収支及び財政収支対GDP比については、2006年度までは実績。それ以降は2008年度大統領予算教書(2007年2月発表)による見通し。

2. 実質成長率については、2006年以降は、2008年度大統領予算教書における見通し。

3. 財政収支は統合予算の収支尻。

(出典) 2008年度大統領予算教書(2007年2月行政管理予算局(OMB)発表)

実質成長率については、2004年以前は、大統領経済報告。

インフレ率(消費者物価指数)については、米国労働省データ。

アメリカにおける 1980 年代以降の税制改革の動向

【80 年代の主な税制改革～レーガノミクスにおける租税政策～】

- 1981 年改正：減税によって労働・貯蓄・投資のインセンティブを回復させ経済を再建（サプライサイドからの論理）。
 - ・個人所得税率の引下げ（14～70%（15 段階）→11～50%（14 段階））
 - ・加速度償却の導入、等
- 1986 年改正：財政収支の悪化と各種優遇措置による税制の複雑化を受けて、歳入中立を前提としながら「公平・簡素・経済成長」の原則を打ち出して税制改革を推進。
 - ・個人所得税の税率構造の簡素化（11～50%（14 段階）→15,28%）、最高税率の引下げ
 - ・法人税率の段階的引下げ（15～46%（5 段階）→15～34%（3 段階））、加速度償却の縮減・合理化、等

【90 年代の主な税制改革】

- 1990 年・93 年改正：財政再建を目的とした税制改革を実施。
 - ・個人所得税率の引上げ（15,28%→15～39.6%（5 段階））
 - ・法人税率の引上げ
 - ・個別間接税（燃料課税等）の強化、等

【2001 年以降の主な税制改革～ブッシュ減税～】

- ブッシュ政権 1 期目の取組み（2001・2003 年改正）：前政権の財政黒字を国民に還元すべきという考え方を強調するとともに、景気悪化を受けて、大規模な減税措置を実施。
 - ・個人所得税率の段階的引下げ（15～39.6%（5 段階）→10～35%（6 段階））
 - ・遺産税・贈与税の段階的引下げ及び遺産税の廃止（00 年：18～55%→10 年：廃止）
 - ・配当及び長期キャピタルゲインの軽減税率、等（02 年：10～38.6%→08 年：0、15%） [いずれも時限措置]
- ブッシュ政権 2 期目の取組み：歳入中立を前提とした^(注)「簡素、公平、経済成長の促進」のための税制改革案を検討。
 - ・超党派の税制改革諮問委員会を設置。同委員会が最終報告書を財務省に提出（詳細は別紙）

（注）2005 年度予算教書において示された、2004 年度の財政赤字見通し（▲5,207 億ドル）を 2009 年度までに半減させるという目標については、税収増等を背景に、2006 年度の赤字が▲2,482 億ドルとなったことから、3 年前倒しで達成された。なお、ブッシュ大統領は、本年の一般教書演説等において、2012 年度までに財政収支を均衡させる旨表明している。

レーガン政権における税制改正について

《1981年改正》

5年間で約7500億ドルの減税

【目的】

1970年代を通じた高インフレが、

- ① 税率区分が維持されたことによる所得税負担の増大
- ② 設備投資の償却額の実質価値の低下による法人税負担の増大をもたらしたことから、減税により労働・貯蓄・投資のインセンティブを回復させ経済を再建する。

【内容】

- 所得税 : 所得税率の引下げ
14~70%(15段階) ⇒ 11~50%(14段階)

: キャピタルゲイン税率の引下げ
最高税率 28% ⇒ 20%

- 法人税 : 租税特別措置の拡充
 - ・ 加速度償却の導入
 - ・ 投資税額控除の拡充 等

《1986年改正》

5年間で歳入中立

【目的】

各種優遇措置の増大により税制が複雑かつ不公平になっており、経済成長にも悪影響を及ぼすことから、租税特別措置や諸控除の縮減を通じて資源の効率的配分を図り、公平・簡素でかつ経済成長を促す税制を構築する。

【内容】

- 所得税 : 税率構造の簡素化
11~50%(14段階) ⇒ 15、28%(2段階)
: 諸控除の廃止、縮減(課税ベースの拡大)
 - ・ 共稼ぎ控除の廃止
 - ・ ローン利子所得控除の縮減
 - ・ 失業保険給付への課税
 - ・ 交際費の控除の制限 等
: キャピタルゲイン税率の引上げ
最高税率 20% ⇒ 28%

- 法人税 : 税率の引下げ 46% ⇒ 34%
: 租税特別措置の縮減(課税ベースの拡大)
 - ・ 加速度償却の縮減・合理化
 - ・ 投資税額控除の廃止 等

(参考) 「経済再建計画」(1981年2月)の骨子

- ・ 歳出削減(国防費以外の項目について414億ドルの歳出削減)、減税、規制緩和(運輸、金融、エネルギー産業への新規参入等の規制緩和)、安定的な金融政策(マネーサプライの伸びの抑制)

米国税制改革諮問委員会における最終報告書の概要

1. 基本的な考え方: 歳入中立を前提として「簡素、公平、経済成長の促進」を標榜

- 簡素: 現行税制は、代替ミニマム税の存在や多種多様な控除制度など、複雑な税制となっており、納税者は、実際の納税額以上の負担を被っている。このような税制の複雑さは、経済に歪みを生じさせ、不公平感を醸成するため、「簡素、公平、経済成長の促進」の3原則のうち、税制の簡素化に重点を置く。
- 公平: 現行税制の複雑さを利用した租税回避行為が横行しており、こうした行為に対し、納税者は不公平感を持っているため、各種控除の整理や租税特別措置の廃止等が重要。
- 経済成長の促進: 租税特別措置の存在等により、経済に歪みを生じさせ、経済成長の阻害要因となりかねないため、その是正が重要。また、複雑な貯蓄優遇税制を整理して利用しやすくすることにより、貯蓄を促進し、資本の蓄積につなげることが重要。

2. 個人所得税の改革案のポイント

- 上記の基本的な考え方をもとに、報告書では、①「簡素な所得税制案(：現行の所得課税を基礎とした改革案)」、②「成長及び投資税制案(：課税ベースを消費により近づけた改革案)」の2つの改革案(オプション)を提示。
- 個人所得税関連の改正項目は、両案でほぼ共通。
 - ・ 税率構造を簡素化
 - ・ 代替ミニマム税を廃止
 - ・ 住宅ローン利子控除、慈善寄附金控除等の各種項目別控除について、整理・縮減
 - ・ 人的控除、概算控除、勤労所得税額控除、子女税額控除等の各種控除を家族税額控除と就労税額控除の二制度に統合

3. 法人税の改革案のポイント

① 簡素な所得税制案

- ・ 売上規模が大きい企業は、組織形態に関わらず法人課税
- ・ 小規模法人については、現金主義を採用
- ・ 法人税率:31.5%
- ・ 租税特別措置は、原則として全て廃止

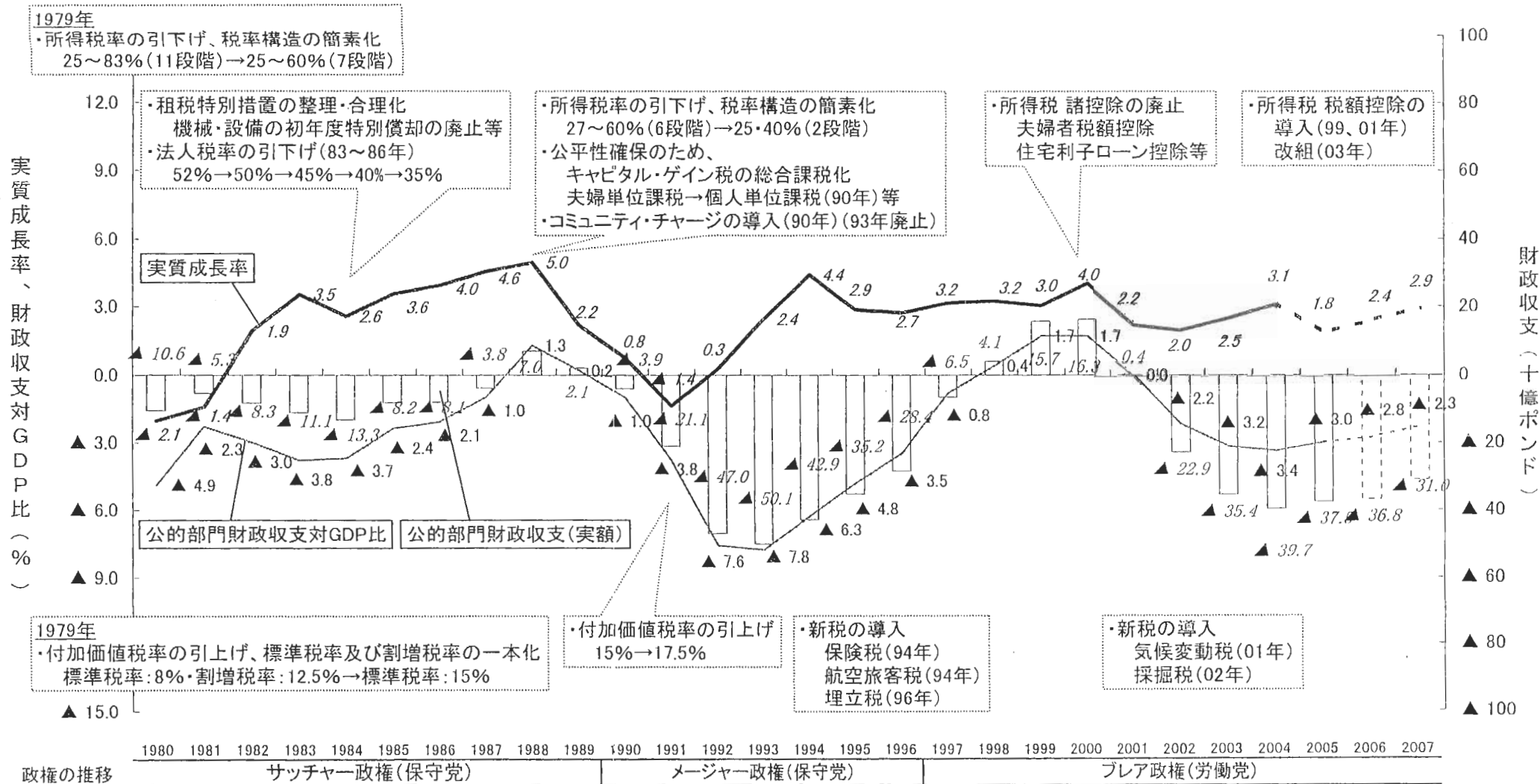
② 成長及び投資税制案

- ・ 新規投資は全て即時費用化するとともに、支払利子は損金不算入
- ・ 受取利子、受取配当等の金融所得は非課税（注）個人は、利子・配当等に15%の税率で分離課税
- ・ 法人税率:30%（あらゆる事業体について同等に課税）
- ・ 租税特別措置は、原則として全て廃止

4. 付加価値税に係る議論

- 付加価値税の導入は提案されなかったが、「今後更に議論するに値する案」と位置付け、報告書においてその長所（例：労働・技術革新への意欲を阻害しない、執行コストが低い、単一税率の付加価値税は租税回避行為を減らす、等）及び短所（例：複数税率の設定による租税回避行為の誘発、等）につき考察を加えている。

イギリスの財政収支の推移及び主な税制改革等



(注) 1. 実質GDP成長率は暦年ベース。2005年以降は予測値。
 2. 財政収支対GDP比は公的部門ベース。2005年度までは実績、2006年度は実績見込み、2007年度は見通し。
 3. 公的部門は、中央政府、地方政府、公的企業の合計。
 (出典) 財政収支は「Pre-Budget Report 2006」等、実質成長率は「Economic outlook 79」

イギリスにおけるサッチャー政権以降の税制改革の動向

【サッチャー政権(1979年～)・メージャー政権(1990年～)】

- 民間部門の活力を再生するため、労働・投資インセンティブの向上を目的として所得税・法人税の税率を引き下げるとともに、税制を簡素化・公平化。その財源として付加価値税や個別間接税の税率を引き上げて、所得課税から消費課税にシフト。
- 国営企業の民営化等の歳出削減措置等を行い、財政を再建。

＜サッチャー政権＞

- ・ 所得税の税率引下げ、税率構造の簡素化(25～83%(11段階)→25～60%(7段階)→25・40%(2段階))
個人単位課税への移行や、キャピタル・ゲインの総合課税化等
- ・ 法人税の税率引下げ(52%→50%→45%→40%→35%)
租税特別措置の整理・合理化(機械・設備の初年度特別償却の廃止等)
- ・ 付加価値税の税率引上げ、標準税率及び割増税率の一本化(8%・12.5%→15%)
- ・ コミュニティ・チャージ(いわゆる「人頭税」)の導入(1993年廃止)

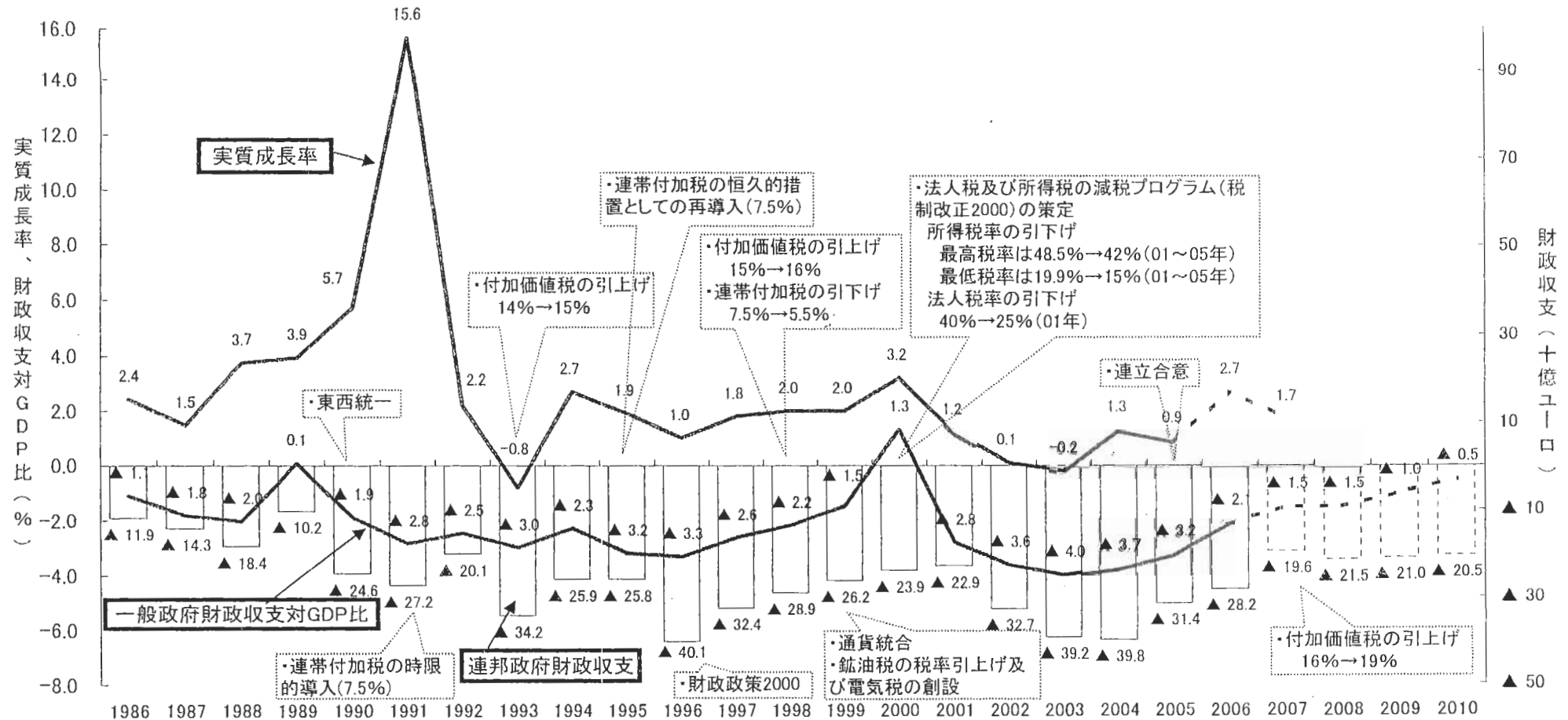
＜メージャー政権＞

- ・ 所得税の税率引下げ(25・40%→20・23・40%)
- ・ 法人税の税率引下げ(35%→34%→33%)
- ・ 付加価値税の税率引上げ(15%→17.5%)
- ・ 個別間接税(炭化水素油税、たばこ税)の税率引上げ
- ・ 新税の導入(保険税、航空旅客税、埋立税)

【ブレア政権(1997年～)】

- 政策目標として、マクロ経済の安定や、生産性の向上、雇用機会の向上、公正な社会の構築などを標榜。
- 厳格な財政規律に基づく健全財政路線を堅持。
 - ・ 所得税の税率引下げ(20・23・40%→10・22・40%)、税額控除の導入・改組
 - ・ 法人税の税率引下げ(33%→31%→30%)
 - ・ 個別間接税(炭化水素油税、たばこ税)の税率引上げ
 - ・ 新税の導入(気候変動税、採掘税)

ドイツの財政収支の推移及び主な税制改革等



政権の推移	コール政権(保守・中道連立)	シュレーダー政権(中道・左派連立)	メルケル政権(大連立)
1982.10		1998.10	2005.11

(注) 2006年までは実績、2007年は当初予算、2008年～2010年は中期財政計画における見通し。

(出典) 1. 連邦政府財政収支:「財政報告」2007等

2. 一般政府財政収支対GDP比: 2005年までOECD「Economic Outlook80」(2006年6月)、2006年以降は「安定化プログラム」(2006年11月)等

3. 実質成長率: 2006年まで連邦統計庁発表、2007年は政府経済見通し(2007年1月)

ドイツにおける東西ドイツ統一(1990 年)以降の税制改革の動向

【東西ドイツ統一後(1990 年～)】

- ドイツ統一に伴う旧東独への財政支援(失業対策等を含む)費用の増大、経済状況の悪化等により、財政収支は次第に悪化。
- 90 年代半ば以降財源調達のための増税措置を実施。歳出の削減や経済の回復もあり、財政収支は緩やかに改善。

1991 年 連帯付加税(7.5%)の時限的導入(91 年 7 月～92 年 6 月)

1993 年 EU 域内の付加価値税調和のための付加価値税の引上げ(14%→15%)及び所得税減税の実施

1995 年 連帯付加税(7.5%)を恒久的措置として再導入

1998 年 付加価値税の引上げ(15%→16%)による年金保険料の引上げの抑制
連帯付加税の引下げ(7.5%→5.5%)

【シュレーダー政権(1998 年～2005 年)】

- 「失業問題の解決を目的とした産業競争力の強化、税制の簡素化、公平の達成」を標榜。
- 具体的には、社会保障財源の確保を目的とした鉱油税の引上げ及び電気税の創設(環境税改革)、景気浮揚を企図した所得税、法人税の減税等を実施。
- 上記の景気浮揚を企図した政策は予想した効果をもたらすことが出来ず、経済情勢の悪化に伴い財政収支は 2001 年以降急激に悪化。2002 年以降 2005 年まで、EU の求める財政赤字の基準値を 4 年連続で超過することとなった。

1999 年 鉱油税の引上げ及び電気税の創設(環境税改革)

所得税の段階的引下げの決定(最高税率は 53.0%(1999 年)→48.5%(2002 年)、最低税率は 23.9%(1999 年)→19.9%(2002 年)を予定(ただし、2001 年に前倒して実施))

2000 年 所得税及び法人税の大幅な減税プログラム(税制改正 2000)の策定(法人税は 2001 年より 40%→25%に引下げ。所得税の最高税率は 48.5%(2001 年)→42%(2005 年)、最低税率は 19.9%(2001 年)→15%(2005 年)へ段階的に引下げ)

ドイツにおける大連立政権の成立(2005 年)以降の税制改革

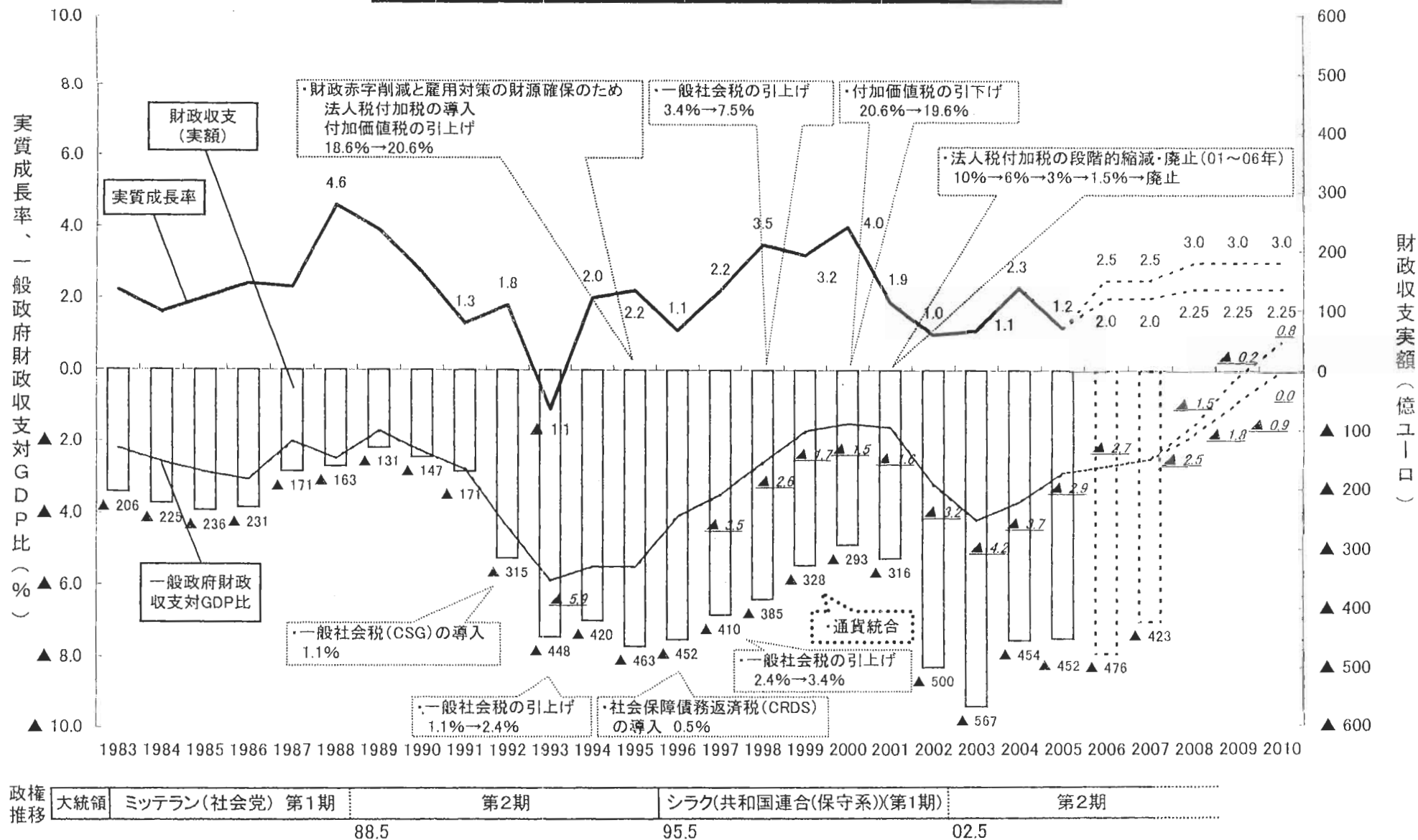
【背景】

- 景気の低迷や失業問題の深刻化を背景として、シュレーダー政権(SPD:社会民主党)の支持率は低迷。
- 2005 年の連邦議会選挙の結果、CDU 党首のアンゲラ・メルケル氏が首相に就任し、SPD と CDU/CSU(キリスト教民主/社会同盟)による大連立政権が成立。
- ドイツは 2002 年以降 2005 年まで 4 年連続で EU の求める財政赤字の基準値を超過しており、財政の健全化がメルケル政権の急務の課題。

【税制改革の内容】

- 厳しい財政状況に鑑み、付加価値税及び所得税の最高税率の引上げを 2007 年 1 月より実施。
 - ・ 付加価値税の引上げ(16%→19%)
増収分の3分の2は財政再建に、3分の1は失業保険料の引下げに充当。
 - ・ 所得税の最高税率の引上げ(42%→45%)
- 上記の増税措置により財政再建に一定の目途が付けられたことから、ドイツの企業立地上の国際競争力を強化するため、2008 年 1 月からの法人税改革の実施について合意。実効税率の引下げ及び課税ベースの拡大を合わせて行い、ネットの減収額を抑制。
 - ・ 法人税率の引下げ(25%→15%)による法人実効税率の引下げ(約 39%→30%)
 - ・ 営業税の損金算入の否認等、課税ベースの拡大等により減収の6分の5を補填
 - ・ 金融所得に対する源泉分離課税(税率 25%)の導入(2009 年 1 月より実施予定)

フランスの財政収支の推移及び主な税制改革等



(注1) 2005年までは実績、2006年以降は見通し。「財政収支(実額)」(中央政府の一般予算の収支戻)は、2005年まで決算、2006年補正後予算、2007年当初予算。
 (注2) 2006年~2007年の実質成長率は2.0~2.5%と幅をもって見込んでいる。なお、2008年以降の実質成長率及び財政収支対GDP比は上が高成長シナリオ、下が低成長シナリオ。
 (出典) 2007年予算(06.12成立)等

フランスにおける 1990 年代以降の税制改革の動向

【一般社会税(CSG)の導入】

- 少子高齢化に伴い社会保障支出が増大。欧州市場統合に伴い、国内企業の競争力確保が必要であったため、企業により大きな負担を強いる社会保険料の引上げは困難。
- 国民全体が負担する新たな所得課税である一般社会税(CSG)^(注)を導入し、全額を社会保障財源に充当。以降、社会保障財源の確保のため税率は引き上げられ、一般社会税の税収は所得税収を上回る規模に増大。

(注) 給与所得に加え、年金所得、金融・資産性所得等を課税標準に含む比例税

1991 年	一般社会税の導入(1.1%)
1993 年	一般社会税の引上げ(1.1%→2.4%)
1996 年	社会保障債務返済税(CRDS)の導入(一般社会税と同様の課税標準を持ち、0.5%)
1997 年	一般社会税の引上げ(2.4%→3.4%)
1998 年	一般社会税の引上げ(3.4%→7.5%)

【財政赤字の削減及び雇用対策の財源確保のための増税措置】

- 財政赤字の削減(ユーロ参加の要件であるマーストリヒト基準を背景)及び雇用対策の財源確保のため、法人税付加税の導入及び付加価値税の引上げ等を実施。1999 年のユーロ参加後には当該措置を段階的に縮減。

1995 年	法人税付加税の導入(法人税額の 10%:法人実効税率 33.33%→36.66%) 付加価値税の引上げ(18.6%→20.6%)
2000 年	付加価値税の引下げ(20.6%→19.6%)
2001 年～2006 年	法人税付加税の段階的引下げ・廃止(10%→6%→3%→1.5%→廃止)

【シラク政権下における段階的な所得税減税】

- 1995 年及び 2002 年の選挙時にシラク大統領が公約に掲げた所得税減税を段階的に実施。
(1995 年:12%～56.8%の 6 段階 → 2007 年:5.5%～40%の 4 段階)